(仮称) 石垣島白保ホテルプロジェクトに関する問題点について、面談させていただく際には以下の点を確認させていただきたいと予定しております。質問についてもれなく回答がいただけるように事前に課内での調整等をお願いします。

1. 虚偽申請について

事前協議において、事業者が自分たちを有利にするために虚偽の申請を行ったと当協議会が指摘した点を、市は検証、認定しましたか?認定していないとすれば、その理由をお聞かせください。ちなみに、厚生労働省健康局生活衛生課に確認したところ、浄化槽処理水の修景利用とは、地上での噴水等を想定しており、事前協議において提示された汚水排水計画(浄化槽処理水を埋設した有孔管で樹木に潅水する方法)は、修景利用とは認められないと回答を得ていることも付け加えます。

2. 市の瑕疵について

市は、事前協議において、石垣市開発事業事前指導要綱を参照せず、行うべき指導を行わなかったという行政 行為の瑕疵を認めますか?

3. 事前協議の有効性について

虚偽の申請に基づいて行われ、しかも市の指導に重大な瑕疵が指摘されている状況で、先の事前協議は有効であると市は考えますか?

4. 市の瑕疵の是正について

8月8日に提出した面談要望書で述べたように、市が諸条件のもと再協議を行うことによってしか、行政行為の瑕疵の是正はできません。しかし事業者の謝罪や誓約が得られず、改めて事前協議が行われないことも考えられます。その場合、虚偽の申請に基づいて事前協議が行われ、市はそれを見過ごしてしまった事実と、市の指導の瑕疵はそのまま是正されない状態です。しかし、そもそも先に行われた事前協議が虚偽の申請に基づいて行われたことを市が認定することで、公正、公平の観点から事前協議自体の有効性に大きな疑問が生じます。その点、事前協議が無効であると市が判断すれば、事業者が希望しないかぎり、再協議の必要もなくなります。事業者の謝罪や誓約は必要ありませんし、事前協議が無効であれば、同時に市の行政行為の瑕疵もなかったことになります。これらはすべて合理的な手続きだと考えますが、市はどのように瑕疵の是正を行う考えですか?現在の状態は、事実に基づいて正しく申請を行っている一般市民や企業に対して、公正、公平の観点から非常に問題があり、何らかの対応が必要であると考えます。

5. 風景計画への適合性について

私たちは5月に当該開発行為が石垣市風景計画にも違反していると指摘しましたが、風景計画への適合性について、市の考え方を教えてください。

石垣島を取り巻くサンゴの海浜地区の方針では、建築物について、○建築物は海岸線から、100m以内への立地を極力避け、主要道路から見えないように配置、高さ、修景緑化等を工夫します。○やむなく見える場合には、主要道路から見て水平線を分断しないよう、また、岬と湾、島々が一体となった風景が隠れないよう配置、高さ、修景緑化等を工夫します。となっています。この点について、市はどのような判断をしたのでしょうか。

平成 29 年 8 月 9 日